(案)

耳川国有林の地域別の森林計画書

(耳川森林計画区)

自 令和8年4月1日 至 令和18年3月31日

計画期間

九州森林管理局

I 計画の大綱	
1 森林計画区の概況	3
(1) 自然的背景	3
(2) 社会経済的背景	4
(3) 森林・林業の動向	4
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	5
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	5
Ⅱ 計画事項	
第1 計画の対象とする森林の区域	9
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	1 0
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	1 0
(1) 森林の整備及び保全の目標並びに基本方針	1 0
(2) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	1 4
2 その他必要な事項	1 4
第3 森林の整備に関する事項	1 5
1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)	1 5
(1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法	1 5
(2) 立木の標準伐期齢	1 7
(3) その他必要な事項	1 7
2 造林に関する事項	1 7
(1) 人工造林に関する事項	1 7
(2) 天然更新に関する事項	18
(3) その他必要な事項	18
3 間伐及び保育に関する事項	1 9
(1) 間伐の標準的な方法	1 9
(2) 保育の標準的な方法	1 9
(3) その他必要な事項	2 2
4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項	23
(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	23
(2) その他必要な事項	23
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	2 4
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	2 4
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び	
作業システムの基本的な考え方	2 4
(3) 林産物の搬出方法等	2 4
(4) その他必要な事項	2 5

6	森林施業の合理化に関する事項	2 5
(1)	林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	2 5
(2)	作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	2 5
(3)	林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	2 5
(4)	その他必要な事項	2 5
第4	森林の保全に関する事項	2 7
1	森林の土地の保全に関する事項	2 7
(1)	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	2 7
(2)	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を	
	特定する必要のある森林及びその搬出方法	2 7
(3)	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	2 7
(4)	その他必要な事項	2 7
2	保安施設に関する事項	2 8
(1)	保安林の整備に関する方針	2 8
(2)	保安施設地区の指定に関する方針	2 8
(3)	1,11 1,211 1,111	2 8
(4)	その他必要な事項	2 8
3	鳥獣害の防止に関する事項	2 9
(1)	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	2 9
(2)	その他必要な事項	2 9
4	森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	2 9
(1)	森林病害虫等の被害対策の方針	2 9
(2)	鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く)	2 9
(3)	林野火災の予防の方針	2 9
(4)	その他必要な事項	2 9
第5	計画量等	3 0
1	間伐立木材積その他の伐採立木材積	3 0
2	間伐面積	3 0
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	3 0
4	林道の開設及び拡張に関する計画	3 1
5	保安林の整備及び治山事業に関する計画	3 4
(1)	保安林として管理すべき森林の種類別面積等	3 4
(2)		3 4
(3)		3 5
第6	その他必要な事項	3 6
1	保安林その他制限林の施業方法	3 6
2	その他必要な事項	3 8
別表 1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法	3 9
1	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	3 9

2 ±	上地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能	
	又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	3 9
1	土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を	
	図るための森林施業を推進すべき森林	3 9
2	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 …	4 0
3	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	4 0
別表 2	鳥獣害防止森林区域	4 1
別記1	保安林の森林施業	4 1
別記2	自然公園等の森林施業	4 2



I 計画の大綱

I 計画の大綱

この国有林の地域別の森林計画は、森林法第7条の2規定に基づき、全国森林計画に即して、 耳川森林計画区に係る国有林について、令和8年度から令和17年度までの10年間について樹立 するものである。

1 森林計画区の概況

(1) 自然的背景

ア 計画区の位置及び面積

本計画区は、宮崎県の北部に位置し、日向市及び東臼杵郡を包括する1市2町2村からなり、面積は163,099haで宮崎県総面積773,416haの21%を占めている。

本計画の対象とする国有林は、主に熊本県界に接する九州脊梁山系の椎葉団地と、一ツ瀬川森林計画区に接する美郷団地及び日向灘に近い低山地帯の小団地から形成されており、その面積は12,081haとなっている。

イ 地勢

本計画区の西部には、熊本県界に接する九州中央山地の向坂山(1,685m)、三方山(1,578m)、国見岳(1,739m)、烏帽子岳(1,692m)、銚子笠(1,489m)及び市房山(1,721m)等1,000m以上の山岳が重畳し、雄大な日向山地を形成し、急峻な地形をなしている。これらの山岳から東方に連なる山容は、次第に標高を減じながら日向灘に迫り細島、門川等の港湾を抱く出入りの多い海岸線を形成している。

河川は、椎葉村を源とする耳川が、多くの支流を集めて本計画区の中央を東西に横断する形で貫流しているほか、北部には五十鈴川等が日向灘に注いでいる。また、小丸川が山間部を流下し、渡川等と合流しながら日向灘に注いでいる。

ウ 地質及び土壌

本計画区の地質は、古生代から新生代の中期中新世に及んでいる。西部に位置する椎葉村北部の国見岳、扇山周辺には二畳及び三畳系の粘板岩、砂岩を基岩とし、市房山周辺には花崗岩類が分布している。

中央部の美郷町西側には、四万十累層群下部の砂岩、千枚岩、頁岩互層が、東側には四 万十累層群上部の砂岩、頁岩が平野部近くまで広く分布している。

また、尾鈴山酸性岩類が南部に位置する尾鈴山麓から東部の海岸部まで分布し、海岸平野部では沖積層が発達している。

土壌は、海岸部に近い東部地域を除くほぼ全域で適潤性褐色森林土壌が広く分布し、稜線部には乾性褐色森林土壌が分布している。緩斜面や海岸段丘の平坦地、山麓地などの一部には黒ボク土壌が分布している。

東部地域は、黄褐系の褐色森林土壌や乾性褐色森林土壌が広がり、海岸線には砂丘・残 積性の未熟土壌が認められる。

総体的には、土壌条件に恵まれ、林木の生育に適した腐食質に富む土壌が広く分布している。

工 気候

本計画区の気候は、日向灘に面する海岸部は黒潮の影響を受けて温暖で年平均気温は約 17℃となっている。

内陸部は、海抜の上昇とともに気温は漸次低くなり年平均気温は約 16℃となっている。本計画区の年平均降雨量は 3,037 mmと多く、比較的温暖多雨な気象条件は林木の生育に適した環境となっている。

(2) 社会経済的背景

ア 土地利用の現況

本計画区の総面積は 163,099ha で、そのうち森林面積が 143,169ha となっており、計画 区総面積の 88%を占めている。

本計画の対象とする国有林面積は12,081haで森林面積の7%を占めている。

イ 人口

本計画区の人口は、令和2年の国勢調査によると86千人で、宮崎県総人口1,070千人の8%を占めており、人口密度は52.6人/k㎡となっている。

ウ 交通

本計画区内は、東部の海岸地帯を国道 10 号が日向灘に沿って縦断している。内陸部には国道 327 号が本計画区の中央部を耳川沿いに東西に横断し、西部山岳地帯を国道 265 号、南部を国道 388 号が横断している。これに県道、市町村道、林道等が接続して道路網を形成している。

海上輸送の拠点としては細島港があり、物資の流通に重要な役割を果たしている。

エ その他産業の概要

本計画区の経済圏は日向市を中心に形成しており、令和4年度の産業別総生産額は第1次産業が151億円、第2次産業が1,078億円、第3次産業が1,798億円で総額では3,063億円となっている。林業総生産額は41億円で、第1次産業総生産額の28%を占め、宮崎県の林業総生産額182億円の23%となっている。

産業別就業人口の割合は、第1次産業10%、第2次産業28%、第3次産業62%となっている。

本計画区は、造林立地の面で恵まれた環境下にあり、林業生産活動が盛んな林業地である。

(3) 森林・林業の動向

国有林の概況

本計画区の国有林は、宮崎北部森林管理署が管理経営している。

本計画の対象とする国有林面積は 12,081ha で、九州森林管理局国有林面積の 2%を占めている。

蓄積は3,277 千㎡で九州森林管理局総蓄積の2%を占めている。

人工林面積は 5,167ha で人工林率は 43%となっている。森林の種類は、普通林が 482ha で 4%を占めており、制限林が 11,599ha で 96%となっている。制限林のほとんどが保安林であり、その内水源かん養保安林が 99%を占めている。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画の前半5カ年(令和3年度~令和7年度)の実行結果の概要については、次のとおりである。(令和7年度は実行予定を計上している。)

伐採立木材積については、令和4年台風 14 号の災害により幹線道路や林道等の交通が遮断され、アクセスが困難となった伐採計画箇所の実行ができなかったことから計画を下回った。

造林面積については、更新対象となった箇所について着実に実行しているものの、主伐箇所 の減少により計画量を大きく下回る結果となった。

林道等の開設又は拡張、治山事業については、集中豪雨などの自然災害による被災箇所の復 旧を優先して実行する必要が生じたことから計画を下回った。

_												
	項	目		計	画				実	行		
伐	采立木材積				·	301, 000 m ³					86, 861 m ³	(29)
	主伐					85, 000 m ³					14, 979 m ³	(18)
	間伐(材積)				:	216, 000 m³					71, 882 m ³	(33)
	間伐(面積)					2, 152ha					836ha	(39)
造	木面積					407ha					56ha	(14)
	人工造林					346ha					52ha	(15)
	天然更新					61ha					4ha	(7)
	首等の開設又		開設:	14.4km	拡張:	24箇所	開設:	0.3km	(2)	拡張:	5箇所	(21)
保	安林の指定解	除	指定:	ha	解除:	ha	指定:	ha		解除:	ha	(-)
治	山事業											
	保安林の整備	崩				267ha					8ha	(3)
	保全施設					625箇所					8箇所	(1)

注 ()内の数値は計画量に対する実行量の割合である。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、文化の形成、木材等の物質生産等の多面的機能を有しており、国民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」である。

とりわけ、我が国の森林は、戦後に積極的に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加しており、多くの人工林が利用期を迎え、充実した森林資源を活用すると同時に計画的に再造成すべき段階にある。しかしながら、国産材の供給量が着実に増加する一方で、林業採算性の長期低迷等から主伐後の再造林が十分に行われていない現状にある。また、我が国の経済社会は、少子高齢化と人口減少が一層進行するほか、豪雨の増加等により山地災害が頻発するなど大きな情勢の変化が生じている。

このような中で、森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を 図るためには、より効率的かつ効果的な森林の整備及び保全を進めていく必要がある。こうし た情勢を踏まえ、森林の現況、自然条件、社会的条件、国民のニーズ等に応じて、施業方法を 適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進め望ましい森林の姿を目指していく。

本計画においては、このような基本的な考え方に即し、耳川森林計画区における森林の整備

及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにする。なお、計画の樹立に当たっては、民有林・国有林間での一層の連携強化のもと、その効率的な実行が図られるものとなるよう配慮する。

Ⅱ 計画事項

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

○市町村別面積

単位 面積:ha

	区	分		面積	備考
	総	数		12, 080. 94	
市町	日	向	市	2, 007. 37	
市町村別内訳	門	Ш	町	16. 27	
内	美	郷	町	1, 075. 01	
	諸	塚	村	351.02	
	椎	葉	村	8, 631. 27	

注1 国有林の地域別の森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。

注2 森林計画図は、九州森林管理局及び宮崎北部森林管理署において縦覧に供する。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

- 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
 - (1) 森林の整備及び保全の目標並びに基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能^注を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、森林施業の合理化、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病害虫や野生鳥獣害による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化にも配慮する。また、近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水と連携した国土強靱化対策を推進する。加えて、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進する。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林GISの効果的な活用を図る。

その上で、森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の目標並びに基本方針を以下に定める。

注:国有林の地域別の森林計画においては、森林の有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地 球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能のことを「森林の有する多面的機能」と表現し、このうち、林産 物の供給に関する機能以外の機能を「森林の有する公益的機能」と表現する。

森林の有する機能	森林の整備及び保全の目標	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置
	根が発達することにより、	する水源地周辺の森林並びに地域の用水源
	水を蓄える隙間に富んだ浸	として重要なため池、湧水地及び渓流等の
	透・保水能力の高い森林土	 周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持
	壌を有する森林であって、	増進を図る森林として整備及び保全を推進
	必要に応じて浸透を促進す	する。
	る施設等が整備されている	具体的には、良質な水の安定供給を確保
	森林	する観点から、適切な保育・間伐を促進し
		つつ、下層植生や樹木の根を発達させる施
		業を基本とするとともに、伐採に伴って発
		生する裸地については、縮小及び分散を図
		ることとする。また、自然条件や国民の二
		ーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林にお
		ける針広混交の育成複層林化など天然力も
		活用した施業を推進する。
		ダム等の利水施設上流部等において、水
		源籀養の機能が十全に発揮されるよう、保
		安林の指定やその適切な管理を推進するこ
		とを基本とする。
山地災害防止機能	下層植生が生育するため	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被
/土壌保全機能	の空間が確保され、適度な	害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の
	光が射し込み、下層植生と	流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の
	ともに樹木の根が深く広く	防備を図る必要のある森林は、山地災害防
	発達し土壌を保持する能力	止機能/土壌保全機能の維持増進を図る森
	に優れた森林であって、必	林として整備及び保全を推進する。
	要に応じて山地災害を防ぐ	具体的には、災害に強い国土を形成する
	施設が整備されている森林	観点から、地形、地質等の条件を考慮した
		上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る
		施業を推進することとする。また、自然条
		件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用
		した施業を推進する。
		集落等に近接する山地災害の発生の危険
		性が高い地域等において、土砂の流出防備
		等の機能が十全に発揮されるよう、保安林
		の指定やその適切な管理を推進するととも
		に、渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る
		必要がある場合には、谷止や土留等の施設
		の設置を推進することを基本とする。

森林の有する機能	森林の整備及び保全の目標	森林の整備及び保全の基本方針
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂	国民の日常生活に密接な関わりを持つ里
	っているなど遮蔽能力や汚	山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和
	染物質の吸着能力が高く、	する森林及び森林の所在する位置、気象条
	諸被害に対する抵抗性が高	件等からみて風害、霧害等の気象災害を防
	い森林	止する効果が高い森林は、快適環境形成機
		能の維持増進を図る森林として整備及び保
		全を推進する。
		具体的には、地域の快適な生活環境を保
		全する観点から、風や騒音等の防備や大気
		の浄化のために有効な森林の構成の維持を
		基本とし、樹種の多様性を増進する施業や
		適切な保育・間伐等を推進する。
		快適な環境の保全のための保安林の指定
		やその適切な管理、防風、防潮等に重要な
		役割を果たしている海岸林等の保全を推進
		する。
保健・レクリエー	身近な自然や自然とのふ	観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景
ション機能	れあいの場として適切に管	観や植物群落を有する森林、キャンプ場や
	理され、多様な樹種等から	森林公園等の施設を伴う森林など、国民の
	なり、住民等に憩いと学び	保健・教育的利用等に適した森林は、保
	の場を提供している森林で	健・レクリエーション機能の維持増進を図
	あって、必要に応じて保	る森林として整備及び保全を推進する。
	健・教育活動に適した施設	具体的には、国民に憩いと学びの場を提
	が整備されている森林	供する観点から、自然条件や国民のニーズ
		等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な
		森林整備を推進することとする。
		また、保健等のための保安林の指定やそ
		の適切な管理を推進する。
文化機能	史跡・名勝等と一体とな	史跡、名勝等の所在する森林や、これら
	って潤いのある自然景観や	と一体となり優れた自然景観等を形成する
	歴史的風致を構成している	森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を
	森林であって、必要に応じて	構成する観点から、文化機能の維持増進を
	文化活動に適した施設が整	図る森林として整備及び保全を推進する。
	備されている森林	具体的には、美的景観の維持・形成に配
		慮した森林整備を推進する。
		また、風致の保存のための保安林の指定
		やその適切な管理を推進する。

森林の有する機能	森林の整備及び保全の目標	森林の整備及び保全の基本方針							
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希	全ての森林は多様な生物の生育・生息の							
	少な生物が生育・生息する	場として生物多様性の保全に寄与してい							
	森林、陸域・水域にまたが	る。このことを踏まえ、森林生態系の不確							
	り特有の生物が生育・生息	実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づ							
	する渓畔林	き、時間軸を通して適度な攪乱により常に							
		変化しながらも、一定の広がりにおいてそ							
		の土地固有の自然条件等に適した様々な生							
		育段階や樹種から構成される森林がバラン							
		ス良く配置されていることを目指す。							
		とりわけ、原生的な森林生態系、希少な							
		生物が生育・生息する森林、陸域・水域に							
		またがり特有の生物が生育・生息する渓畔							
		林などの属地的に機能の発揮が求められる							
		森林については、生物多様性保全機能の維							
		持増進を図る森林として保全する。また、							
		野生生物のための回廊の確保にも配慮した							
		適切な保全を推進する。							
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌	林木の生育に適した森林で、効率的な森							
	を有し、木材として利用す	林施業が可能な森林は、木材等生産機能の							
	る上で良好な樹木により構	維持増進を図る森林として整備を推進す							
	成され成長量が高い森林で	る。							
	あって、林道等の基盤施設	具体的には、木材等の林産物を持続的、							
	が適切に整備されている森	安定的かつ効率的に供給する観点から、森							
	林	林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹							
		種、径級の林木を生育させるための適切な							
		造林、保育及び間伐等を推進することを基							
		本として、将来にわたり育成単層林として							
		維持する森林では、主伐後の植栽による確							
		実な更新を行う。この場合、施業の集団化							
		や機械化を通じた効率的な整備を推進する							
		ことを基本とする。							

- 注1 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水 や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないこと に留意する必要がある。
 - 2 これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散 発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

(2) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等 計画期間において到達し、かつ、保持する森林資源の状態等は以下のとおり。

単位 面積:ha

	区分	現 況 (令和7年3月31日)	計 画 期 末 (令和18年3月31日)
	育成単層林 育成単層林とは、森林を構成 する林木を皆伐により伐採し、 単一の樹冠層を構成する森林と して人為により成立させ維持さ れる森林。例えば、植栽による スギ・ヒノキ等からなる森林。	4, 986	4, 928
面積	育成複層林 育成複層林とは、森林を構成 する林木を択伐等により伐採 し、複数の樹冠層を構成する森 林として人為により成立させ維 持される森林。例えば、針葉樹 を上木とし、広葉樹を下木とす る森林。	411	438
	天然生林	6, 684	6, 715
	森林蓄積(m³/ha)	277	279

- 注1 「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助(天然下種更新のための地表のかきおこし・刈払い等)、芽かき、下刈、除伐 等の保育及び間伐等の作業を行うこと。
 - 2 「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生ずるもの。
 - 3 「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育することをいう。
 - 4 「天然生林」には、無立木地、竹林を含む。
 - 2 その他必要な事項 該当なし

第3 森林の整備に関する事項

- 1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)
- (1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

伐採については、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえて行うこととし、第2の1に定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項によるほか、次に掲げる基準による。

- ア 育成単層林へと誘導・維持する施業を導入する場合は、気候、地形、土壌等の自然条件 等、林業技術体系等からみて、人工造林又は天然下種第1類及びぼう芽更新等により林地 生産力の向上が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行 うことが適当である森林について、以下の事項に留意の上、実施する。
- (ア) 主伐に当たっては、自然条件等及び森林の有する公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の縮小、伐採箇所の分散、伐期の間隔の拡大に配慮する。

また、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置する。

- (4) 主伐の時期については、上記ア(ア)のほか多様な木材需要に対応できるよう、地域に おける既往の施業体系、樹種特性を踏まえ、下記オ(標準伐期齢におおむね10年を加 えた林齢又は標準伐期齢のおおむね2倍)を目安として多様化、長期化を図る。
- (ウ) 天然更新を前提とする場合には、種子の結実や散布状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮する。
- イ 育成複層林へと誘導・維持する施業を導入する場合は、気候、地形、土壌等の自然条件 等、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構 成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項 に留意の上、実施する。
 - (ア) 主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然条件等を踏まえ、 森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。また、主伐の時期は 標準伐期齢以上とし、立地条件、下層木の生育条件等を踏まえ、帯状又は群状の伐採等 の効率的な施業の実施についても考慮する。
 - (イ) 択伐による場合は、林地生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切 な伐採率、繰り返し期間によることとする。
 - (ウ) 天然更新を前提とする場合には、上記ア(ウ) による。

- ウ 天然生林へと誘導・維持する施業を導入する場合は、気候、地形、土壌等の自然条件等、 林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより的確な更新及び森林の諸 機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施する。
- (ア) 主伐については、上記ア(ア) による。
- (4) 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行う。
- エ 保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第10条に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、森林生産力の維持増進が図られる施業方法による。

オ 主伐の時期

皆伐を行う人工林の主伐の時期は、次のとおり。

樹種	期待径級	仕立方法	主伐時期 の 目 安
スギ	18~20cm	中仕立	50年
	36cm∼	中仕立	70年
ヒノキ	18~20cm	中仕立	55年
レノヤ	26cm~	中仕立	80年

注 期待径級は、胸高直径とした。

カ 伐採に関する留意事項

(ア) 皆伐を行う森林

1箇所当たりの伐採面積の限度は、おおむね 5 ha 以下(法令等による伐採面積の上限が 5 ha 未満の場合にあっては当該限度の制限の範囲内)を原則とし、その他の制限林にあっては、その制限の範囲内とする。ただし、分収林の伐採面積については、契約面積を上限とする。

なお、伐採箇所は努めて分散を図るとともに、適切に保護樹帯等を設置することにより、新生林分の保護、土砂の流出の防備、自然景観の維持等を図る。

また、新植を予定する林分に、利用径級に達しない有用樹の小径木であって、形質の 優れているものが生育している場合は、努めて保残する。

(イ) 天然更新を行う森林

天然更新を行う森林は、アカマツ、ケヤキ等の有用天然木を主とする森林であって、 天然下種による更新が確実な林分及びシイ類、カシ類、クヌギ、コナラ等の森林であって、 で、ぼう芽による更新が確実な林分とする。

1 箇所当たりの伐採面積は、皆伐を行う森林に準ずるが、特に確実な更新を確保する

ため、伐採区域の形状、母樹の保残等について配慮するとともに、将来旺盛な成長が期 待できる中小径木については、努めて保残し育成する。

伐採を行うに当たっては、天然稚樹の発生状況、種子の結実状況等を勘案し適正な時期を選定する。

(ウ) 択伐を行う森林

択伐林分については、健全な林分を維持造成するため、林況に応じた択伐を行い、保護樹帯については、広葉樹を主体とする林分を期待し、新生林分の保護、風致の維持等の保護樹帯の効果を十分発揮できる森林の維持造成に努め、伐採は保護樹帯の防風効果の維持向上を図るため、健全な立木の育成と老齢木の除去を目的とした単木択伐を行う。

国土保全上重要な箇所については、老齢木・被害木の除去等により森林の各種被害の 防止と活性化に資するため、原則として単木択伐を行う。

水資源の確保、風致景観の維持上重要な箇所については、森林の有する公益的機能の 確保と資源の有効利用を図るため、群状択伐又は単木択伐を行う。

(2) 立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢は、主要な樹種ごとに平均成長量が最大となる林齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の伐採齢及び森林の構成等を勘案して次のとおりとする。

地区		樹 種											
서면 (스.	スギ	ヒノキ	マツ類	その他針	広葉樹								
耳 川	40年	45 年	35 年	40年	35 年								

(3) その他必要な事項

該当なし

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する事項

ア 人工造林の対象樹種

人工造林における造林すべき樹種は、気候、地形、土壌等の自然条件等を的確に掌握した上で、適地適木を原則とし、既往の造林実績及び林産物の需要動向を勘案して最も適合した樹種を選定し、原則としてスギ、ヒノキとする。

なお、苗木の選定については、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木 (少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。) の導入に努めることとする。

イ 人工造林の標準的な方法

植栽本数は、下表の本数を目安として地位・地利等の立地条件及び植栽品種の特性等を 総合的に勘案して決定する。

また、人工造林を行うに当たっては、造林対象地の植生、地形、土壌等の現地の実態により、枝条存置、枝条筋置等の地拵を行った上で植栽するとともに、造林の低コスト化に

向けた低密度植栽及び長方形植の導入やコンテナ苗の活用、伐採と造林の一貫作業システムの導入に努める。

樹種区分	スギ	ヒノキ
育成単層林	1,500~2,000	1,500~2,000
育成複層林	1,000~2,000	1,000~2,000

注 保安林については、指定施業要件を満たすこと。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林をすべき期間は、森林の有する公益的機能の維持や早期回復を図る ため、原則として2年以内に更新させる。

(2) 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主と して天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

ア 天然更新の対象樹種

原則として高木性の樹種を対象とする。

イ 天然更新の標準的な方法

天然更新を導入する場合は、森林の確実な更新を図ることを旨として、下層植生、立地 条件、前生樹等を勘案して、地表処理、刈り出し、植え込み及び芽かきを適切に行う。

また、更新が完了していないと判断される場合は、既往の天然有用樹種を勘案の上、最も適合した樹種を選定・植栽等により確実に更新を図る。

樹種ごとの留意事項を以下に示す。

樹種	留 意 事 項
	原則として天然更新によることとし、マツ類の生態的適地で、かつ、マツ
マル粧	類が現存し植生状態等の立地条件から、天然更新による成林が可能な箇所を
マツ類	選定し、伐採後に刈払い、かき起こし、稚樹刈出し等必要な更新補助作業を
	行う。
	種子の結実及び林床条件等を考慮して、天然稚樹の発生、生育を促す地表
ケヤキ、ミズメ	かき起こし等の更新補助作業並びに稚樹が少ない場合には植込み等により更
	新を図る。
	有用広葉樹を育成、確保するため地理的条件、土壌条件等から、広葉樹の
その他広葉樹	適地を対象として、ぼう芽による更新を図るとともに刈払い、植込み等の更
	新補助作業による育成単層林施業及び育成複層林施業を推進する。

(3) その他必要な事項

該当なし

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐の標準的な方法

間伐は、樹冠がうっ閉し、立木間の競争が生じ始めた林分において、照度不足による下層植生の生育不良で表土の保全に支障が生ずることのないように実施する。主に目的樹種の一部を伐採し、不適木の除去・林木の配置の調整を行い、適度な下層植生を有する適正な林分構造の維持と根の発達を促す。森林の健全化を図りつつ、間伐木の有効利用を図ることを目的とし、下表を目安として積極的に実施する。

掛 任	主伐時の	間	伐 時 期(年	手)	BB 44 02 + 34						
樹種	期待径級	初回	2回目	3回目	間伐の方法						
- 18	18~20cm	20~25	30~35		間伐木の選定は、林分構成の適正化						
スギ	36cm~	20~25	30~35	40~45	を図るため、残存林分の樹冠疎密度、 樹間距離、樹幹の形質を考えて行う。						
ヒノキ	18~20cm	22~27	32~37		また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐を推進する。						
	26cm~	22~27	32~37	42~47	W DV MINING TEXE / O.						

(2) 保育の標準的な方法

ア 人工林

育成単層林においては、目的樹木の生育を促進し、形質の向上を図り生産目的に合った 健全な森林を確実に造成するため、画一的に行うことなく、目的樹木の生育状況、植生の 繁茂状況等現地の実態に応じた保育標準表を目安に、効果的な作業方法、作業時期、回数 等を十分検討のうえ適切に行う。

育成複層林においては、目的樹木の生育を促進し、形質の向上を図るため照度の確保を 考慮する。

下刈り作業の低コスト化に向け、下刈り回数の削減や筋刈りの普及・定着、特定母樹等初期生長の良い優良苗、中苗(70~100cm)の導入に努める。

	育成単層林	育成複層林											
下	目的樹木の成長に必要な陽光を与え、	植生の繁茂により樹下植栽木が被圧され又											
\XI]	健全な生育を図るため目的樹木の生育状	は、照度不足により生育に支障がある場合に											
	況、植生の繁茂状況及び気象等の立地条 行う。												
	件を勘案して適切な方法を選択する。												
2	つるの種類及びその繁茂状況に応じて、	目的樹木の生育に支障とならないよう適切に行											
る切	う。												
	実施に当たっては、造林木の生育に最も	影響を及ぼすクズの根絶を重点に置き、周囲の											
	環境等に配慮した上で除草剤の効果的な使	用を図るとともに、その生態的特性を考慮して											
	個体数の少ない伐採前から繁殖力の小さい	下刈期にかけて重点的に行う。											

	育 成 単 層 林	玄 比 矩 屈 廿
	月	育成複層林
除伐	目的樹木の生育を阻害している雑かん	天然木が侵入し、植栽木の生育を阻害する
1次	木及び目的樹木のうち被害木等生育の見	場合、必要に応じ行う。
	込みのない不良木を伐除して確実な成林	なお、間伐までの間に本数調整を行う必要
	を図るため行う。	がある林分については除伐2類を行う。
	実施に当たっては、目的樹木の生育状	
	況を十分見極めるとともに、有用天然木	
	の活用を図るなど現地の実態に応じて適	
	切に行う。	
	なお、風害その他気象害の恐れがある	
	場合には、実施時期や実施方法等を検討	
	して適切に実施する。	
除	スギ、ヒノキ造林地のうち現に過密と	
除伐2	なっているか、又は、間伐若しくは主伐	
類	までの間に本数調整を行わないと過密と	
	なることが予想される林分について、そ	
	の健全性を維持するため、種内競争緩和	
	を目的に主として目的樹木の伐採を行	
	う。	
	なお、「現に過密になっている林分」	
	とは、Ry0.85程度以上をいう。	
	また、「過密となることが予想される	
	林分」とは、スギ RyO.75、ヒノキ RyO.70	
	程度以上をいう。	

保育標準表(スギ、ヒノキ普通伐期施業群、ケヤキ長伐期施業群、その他人工林施業群)

樹種	保育の		実 施 林 齢													
750 7至	種 類	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	~20
スギ	下 刈	\leftarrow				\rightarrow										
ス ギ ヒノキ	つる切						<								>	
	除伐									<						\longrightarrow
広葉樹	下 刈	<				>										
	つる切				<					\rightarrow						
	除伐															>
	台 切		<				\rightarrow									

- 注1 この表は目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて実施する。
 - 2 広葉樹の台切は、イチイガシ(3~4年)、クヌギ(3~6年)等とし、ぼう芽力が旺盛で二又木や不整形木等となる樹種については必要に応じて実施する。

保育標準表(スギ長伐期施業群、ヒノキ長伐期施業群)

樹種	保育	育の		実 施 林 齢													
1対 1五	種	類	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	~20
スギ	下	ĮΙχ	\leftarrow				\rightarrow										
ヒノキ	つる	5切						<								>	
	除	伐									<						 >

注 この表は目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて実施する。

保育標準表 (しいたけ原木施業群)

樹種	保育の		実 施 林 齢													
7四 7至	種 類	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	~20
クヌギ等	下 刈	<				\										
	つる切			~						>						
	除伐								<		\longrightarrow					
	台 切		←			\longrightarrow										

注 この表は目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて実施する。

保育標準表(スギ・ヒノキ複層林施業群、その他複層林施業群)

樹種	保育の		実 施 林 齢													
7凶 7里	種 類	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	~20
スギ	下 刈	\leftarrow				\rightarrow										
ス ギ ヒノキ	つる切														\rightarrow	
	除伐									\leftarrow						\rightarrow
広葉樹	下 刈	<			>											
	つる切			<						->						
	除 伐								<							 >

注 この表は目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて実施する。

イ 天然林

育成単層林及び育成複層林においては、有用天然木の生育と植生の繁茂状況等現地の状況 を考慮のうえ適切に保育を行う。

	育成単層林/育成複層林
下刈	植込みを行った部分に導入する。 なお、天然下種第2類で更新を完了した箇所のうち、有用天然木が競合植生により被圧され、成立本数の減少や成長阻害の恐れがある箇所についても必要に応じて下刈を実施する。
つる切	つる類の繁茂が著しく、有用天然木の形質を阻害する恐れのある箇所とする。
除伐	除伐箇所は、有用天然木の混交割合が本数率で 30%以上を占め、かつ、3mの通直木が ha 当たり 4,000 本以上成立している林分であって、有用天然木以外の上木等の影響を受け 光不足のため生育が阻害される恐れのある箇所とする。

更新・保育標準表 (育成単層林 (天然林型) へ導くための施業)

作業種	林齢	伐採前2年	1 年	伐採	伐採後1年	2 年	更新完了1	2	3	4	5	6	7			15 ~ 20
更新	ササ処理	\longleftrightarrow												<u> </u>		
補助	地かき		\longleftrightarrow											_}		
作業	刈出し					\longleftrightarrow								_}		
	植込み						\longleftrightarrow							<u>}</u> }		
下	ĮIĶ							<					\longrightarrow	_}		
つ	る切								\leftarrow				\longrightarrow	_}		
除	伐													<u> </u>	ŀ	<>

注 この表は目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて実施する。

なお、下刈は、植込み箇所を対象に実施する。

更新・保育標準表 (育成複層林 (天然林型) へ導くための施業)

	\	林種	(伐)	(伐)	更新	2	3	4	5	6	}	}	10	3		15
作業	と種		1年	2年	完了						}	}		3 3		
地	床匆	ル理	\longleftrightarrow									3		3	> > >	
ĮΙχ	出	し		\longleftrightarrow								{			>	
植	込	み			\longleftrightarrow							\				
下		ĮΙχ				$\overline{}$				>	\rightarrow	<u> </u>		$ \ge $	>	
除		伐										}			>	<>

注 この表は目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し必要に応じて実施する。

なお、下刈は植込み箇所を対象に実施する。(伐)は、伐採跡地で更新完了に至らないもの。

(3) その他必要な事項

該当なし

- 4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項
- (1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法については、別表1のとおり定める。

また、公益的	機能別施業森林の区域設定及び施業の	方法の考え方は以下のとおりとする。
区域	区域設定の考え方	施業方法の考え方
水源の涵養の機能 の維持増進を図るた めの森林施業を推進	水源涵養の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び 構成、当該区域に係る地域の要請等	伐期の間隔の拡大及び伐採面積の 縮小・分散を図ることを基本とし、 下層植生の維持(育成複層林にあっ
すべき森林の区域	を勘案しつつ、管理経営の一体性の 確保の観点から、その配置について できるだけまとまりをもたせて定め る。ただし、狭小な区域を定めるこ とに特別な意義を有する治山事業施 行地等についてはこの限りではな	ては、下層木の適確な生育)を図り つつ、根系の発達を確保するととも に、自然条件に応じて長伐期施業、 択伐による複層林施業、択伐以外の 方法による複層林施業を推進する。
土地に関する災害の防止及び土壌の状態、快適な関連を関する災害の機能、快適な関連を関係を関係を対した。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	い。 山地災害防止機能・土壌保全機能 の高度発揮が求められている森林に ついて、森林の位置及び構成、当該 区域に係る地域の要請等を勘案しつ	それぞれの区域の機能に応じ、森 林の構成を維持し、樹種の多様性を 増進することを基本として、長伐期 施業、択伐による複層林施業な択伐 以外の方法による複層林施業な利 良好な自然環境の保全や快適な利 のための景観の維持・形成を目的と した施業の方法を推進する。 なお、保健文化機能の維持増進を 図るための森林施業を推進す構造を 対のうち、特に地域独自の景観の優 求められる森林において、風致の優
持環連を図るため の森林施業を推進 すべき森林の区域 快適な環境の形	区域に係る地域の要請等を樹条しつ つ、管理経営の一体性の確保の観点 から、その配置についてできるだけ まとまりを持たせて定める。ただ し、狭小な区域を定めることに特別 な意義を有する治山事業施行地につ いてはこの限りではない。 快適環境形成機能の高度発揮が求	れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合は、これを推進する。
成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域	められている森林について、森林の 位置及び構成、地域住民の意向等を 勘案しつつ、管理経営の体制の確保 の観点から、その配置についてでき るだけまとまりをもたせて定める。	
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域	保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能の高度発性保全機能の高いて、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配についてできるだけまとまりをもをせて定める。ただし、狭小な区域を有する保護林、レクリエーションの森等についてはこの限りではない。	

- (2) その他必要な事項 該当なし
- 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項
- (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。

また、林道の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

基幹路網の現状を以下に示す。

単位 延長:km

区 分	路線数	延長
基幹路網	10	76
うち林業専用道	_	-

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方 効率的な森林施業を推進するための目安となる路網密度の水準及び作業システムの考え方 は以下のとおり。

豆 八	作業システム	路網密度		
区分		始 稍 걥 及	基 幹 路 網	
緩傾斜地(0° ~ 15°)	車両系作業システム	110m/ha 以上	35m/ha 以上	
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系作業システム	85m/ha 以上	25m/ha 以上	
中海环地(15 ~ 50)	架線系作業システム	25m/ha 以上	25111/118 以上	
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系作業システム	60 <50> m/ha 以上	15m/ha 以上	
ぶ傾斜地 (30 / 2 35)	架線系作業システム	20 <15> m/ha 以上	19111/118 以上	
急峻地(35°~)	架線系作業システム	5m/ha 以上	5m/ha以上	

- 注1 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステムをいう。タワーヤーダ等を活用する。
 - 2 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木 材を集積、運搬するシステムをいう。フォワーダ等を活用する。
 - 3 「急傾斜地」の< >書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

(3) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出方法については、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和

3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえて行う。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法 該当なし

(4) その他必要な事項 該当なし

- 6 森林施業の合理化に関する事項
- (1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業に従事する者の養成及び確保については、新規就業者や現場技能者に対する知識・技術の習得等により、段階的かつ体系的な人材育成を促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受入れ等に取り組むことが求められている。また、林業従事者の通年雇用化、社会保険への加入促進、技能等の客観的な評価の促進等により、他産業並みの所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図ることと合わせ、森林組合等の事業連携等や林業経営体の法人化・協業化等の促進を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体を育成し、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むことが重要となっている。

このため、国有林野事業としても、民有林及び関係機関と連携を図りつつ、請負事業の計画 的発注、間伐木等の販売等を通じた経営の安定強化策、高性能林業機械の導入を含む機械化の 促進のための措置、労働安全衛生対策等により地域の実態に即した林業事業体の雇用の安定化 が図られるよう事業発注時期の公表や技術習得情報の提供、研修機会の提供等に努める。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

作業システムの高度化については、森林施業の効率化、作業の省力化・軽労化等を推進する ため、機械の自動化を含む高性能林業機械等の導入と稼働率の向上を図ることが重要となって いる。

このため、素材生産の請負事業の実行に当たっては、搬出路網の拡充、必要な作業土場等の確保、ロットのまとまり、オペレーター養成等の環境整備に配慮し、高性能林業機械の導入促進に努め、生産コストの低減、生産性の向上、労働強度の軽減及び若年労働者の新規参入等の推進に努める。

(3) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

国有林材の安定供給システムによる販売等を通じて木材の計画的、安定的な供給ロットの拡大に努め、木材の安定的取引関係の確立による流通・加工コストの低減に寄与し、需要者ニーズに即した製品を供給しうる体制の確立に民有林と連携しながら取り組む。

(4) その他必要な事項

森林経営管理制度の導入により、民有林において、森林の経営管理を森林所有者自らが実行

できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託することとなっていることから、国有林野事業としても、事業委託に際してはこうした林業経営者の受注機会の拡大に配慮するなど、意欲と能力のある林業経営者の育成に取り組むとともに、自ら森林経営を実施する市町村を支援するため、現地検討会の開催等を通じて森林・林業技術の普及や情報提供に取り組む。

第4 森林の保全に関する事項

- 1 森林の土地の保全に関する事項
- (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積:ha

森林		面積	留意すべき事項	備考
市町村	地区(林班)	ш 1д	田心力でする	, m
日向市	2、63~77、79、80 (富高 7、8)	1, 468. 17	林地の適切な管理並びに 適切な施業の実施により林 地の保全を図るほか、土	水源かん養保安林土砂流出防備保安林
門川町	1123	16. 14	石・樹根の採掘、開墾、そ の他土地の形質の変更に当 たっては、十分留意する。	魚つき保安林
美郷町	60~62、78、254~ 264、266	1, 064. 08	なお、保安林については 上記に留意するほか、各保 安林の指定施業要件に基づ いて行う。	水源かん養保安林
諸塚村	248~250、2084	347. 99		水源かん養保安林
椎葉村	101 ~ 245 、 251 ~ 253、261、265	8, 604. 83		水源かん養保安林
	総数	11, 501. 21		

- 注 () 書は、公有林野等官行造林地である。
 - (2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法 該当なし
 - (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調和を図る。

また、土石の切取り、盛土その他の土地の形質の変更を行う場合には、気象・地形・地質等の自然条件、行うべき施業の内容等に留意してその実施地区の選定を適切に行う。

さらに、土砂の流出又は崩壊、水害等を防止するため、その態様に応じて、法勾配の安定、 法面の緑化、土留工等の防災施設の設置及び水の適切な処理のための排水施設の設置、適切 な保全措置を講ずる。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和 36 年 法律第 191 号)に基づいて県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の 集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基 準を遵守するなど、厳正に対応する。

(4) その他必要な事項 該当なし

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び 保全に関する基本的な事項」に則し、流域における森林に関する自然的条件、社会的要請及 び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達 成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防 備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、 必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとする。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針 該当なし

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点から、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽及び本数調整伐等の保安林の整備並びに渓間工、山腹工及び地下水排除工等の治山施設の整備を、流域特性等に応じた形で計画的に推進する。

その中で、流域保全の観点からの関係機関が連携した取組や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じ、山地災害の減災に向け、事業実施等の効果的な対策を講ずる。その際、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、必要に応じて、在来種による緑化や治山施設への魚道の設置など生物多様性の保全に努める。

(4) その他必要な事項

該当なし

- 3 鳥獣害の防止に関する事項
- (1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

ア 区域の設定

鳥獣害防止森林区域については、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」 (平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知)に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、林班を単位として鳥獣による被害防止するための措置を実施すべき森林の区域を別表2のとおり定める。

イ 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、防護柵の設置若しくは維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等の植栽木の保護措置又はわな捕獲(ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。)、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の鳥獣害防止対策を推進する。

保護林等においては、上記に準じた鳥獣害防止対策を推進する。

その際、地元行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業 被害対策等と連携・調整に努める。

(2) その他必要な事項

該当なし

- 4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項
- (1) 森林病害虫等の被害対策の方針

森林病虫害等による被害の早期発見及び早期駆除を図るために、適切な森林の巡視に努める。

- (2) 鳥獣による森林被害対策の方針(3に掲げる事項を除く。)
 - 3(1) に定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害について、地域の森林資源の構成、被害の動向を踏まえ、必要に応じて、3(1) イに準じた鳥獣害防止対策を推進する。
- (3) 林野火災の予防の方針

林野火災等の森林被害を未然に防止するため、地域と連携した林野火災注意報・警報の仕組みを含めた林野火災予防に関する情報の周知や、請負事業体等への指導の徹底、森林巡視の際の入林者への啓発等を適時適切に実施する。

(4) その他必要な事項

該当なし

第5 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積:千㎡

区分	総数			主 伐			間 伐		
丛 分	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	601	363	227	180	112	67	421	261	160
うち前半5年分	297	185	112	88	55	33	209	130	79

注:総数と内訳の合計は、四捨五入の関係で必ずしも一致しない。

2 間伐面積

単位 面積:ha

区分		間	伐	面	積	
総数						4, 268
うち前半5年分						2, 119

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

区 分	人	工	造	林	天	然	更	新	
総数				456					67
うち前半5年分				223					33

4 林道の開設又は拡張に関する計画

単位 延長:km 面積:ha

開設/	種 類	区 分	位置	路線名	延長及び		うち前半	図面	備考
拡張			(市町村)		箇 所 数	域面積	5 年 分	番号	
開設	自動車道	林業専用道	1 目向市 (東郷)	丸山 3 林道	2.5	118	0	1	
				多武ノ木 74 林道	3.0	99	0	2	
				多武ノ木 75 林道	3.0	124	0	3	
				矢研林道	0.7	93	0	4	
			小	計	9.2	434			
			美郷町 (南郷)	樫葉 258 林道	2.5	102	0	(5)	
			小	計	2.5	102			
			椎葉村	不土野林道	2.0	100	0	6	
				狼谷 104 林道	0.5	19	0	7	
				三方界 149 林道	2.5	204	0	8	
				三方界 160 林道	0.6	95	0	9	
				椎葉白岩林道	1.5	147	0	10	
				椎葉白岩林道 (コヤンバ側)	2.0	179	0	11)	
			1/	計	9. 1	744			
		開	設 計		20.8	1, 280			

単位 延長:km 面積:ha

放張 種類 区分 (市町村) 路 様 名 箇所数 城面積 5 年分 番号 幅号 日向市 (東郷) 多武ノ木林道 4	開設/			位置		延長及び	利用区	うち前半	図面	
放張 株道 本道 日向市 (東郷) 多武ノ木林道 4 0 0 0 0 0 0 0 0 0	拡張	種類	区分		路線名					備考
(東郷)		舗装	11.524	日向市	A-0 > 1 11/24	0.9				
大研林道 2 0 0 1 1 1 1 1 1 1 1	拡張	改良	杯迫	(東郷)	多武/木林追 	4		O		
REB 1 0 1 1 1 1 1 1 1 1					左加北关	0.5		0		
株業専用道					大研外坦	2		O		
本業専用道					報用採送	0.2		\circ		
本業専用道 多武ノ木66 林道 3					用的分外处理	1				
大米道 大米車用道 大浦林道 1.1			林業専用道		 多武 / 木 66 林道	0.5		\bigcirc		
大			小米子川边		多此//100/11/2	3				
大瀬町				/\	<u>≓</u> +	2. 1				
株道				, 1	н	10				
(南郷)			林道		 樫葉林道	0.8		\bigcirc		
木浦谷林道 3 ○ 樫葉 258 林道 0.7 ○ 小 計 2.2 11 0.6 ○ 株葉村道 0.9 ○ 株葉中日本林道 0.9 ○ 株葉白岩林道 0.9 ○ 株葉門割林道 0.6 ○ 株業専用道 0.6 ○ 株業専用道 0.8 ○ 株工手林道 0.8 ○ 株工株本道 0.5 ○ 株業林道 0.6 ○			11 22	(南郷)	122/(11/22					
極葉 258 林道					 木浦谷林道			\circ		
極葉 258 林道 4								-		
A					樫葉 258 林道			\circ		
A										
推葉村 上の小屋林道 0.6 推葉林道 0.9 推葉白岩林道 1.1 5 2.2 推葉門割林道 6 不土野林道 0.6 水道 0.8 林道 0.5 松尾林道 4 推葉林道 0.6				小	計					
椎葉村 上の小屋林道 3 椎葉林道 0.9 椎葉白岩林道 1.1 椎葉門割林道 2.2 株業専用道 0.6 木浦林道 0.8 水浦林道 0.5 松尾林道 4 椎葉林道 0.6										
椎葉林道 0.9 椎葉白岩林道 1.1 七葉門割林道 2.2 椎葉門割林道 0.6 不土野林道 0.8 林道 木浦林道 松尾林道 0.5 松尾林道 4 椎葉林道 0.6				椎葉村	上の小屋林道			\circ		
椎葉林道 2 椎葉白岩林道 1.1 大井野林道 2.2 株業専用道 0.6 木井野林道 3 木浦林道 3 松尾林道 0.5 松尾林道 4 椎葉林道 0.6										
椎葉白岩林道 1.1 椎葉門割林道 2.2 椎葉門割林道 0.6 不土野林道 0.8 林道 木浦林道 松尾林道 0.5 椎葉林道 0.6					椎葉林道			\bigcirc		
椎葉白岩林道 5 椎葉門割林道 2.2 株業専用道 0.6 木井林道 0.8 株道 0.5 松尾林道 4 椎葉林道 0.6										
林業専用道 2.2 林業専用道 0.6 水道 0.8 水浦林道 0.5 松尾林道 0.6 椎葉林道 0.6					椎葉白岩林道			\circ		
林業専用道 作業門割林道 6 林業専用道 不土野林道 0.6 林道 小浦林道 0.8 松尾林道 0.5 松尾林道 4 椎葉林道 0.6										
林業専用道 不土野林道 0.6 林道 0.8 大浦林道 3 松尾林道 0.5 椎葉林道 0.6					椎葉門割林道			\bigcirc		
林業専用道 不土野林道 3 林道 0.8 水浦林道 3 松尾林道 0.5 椎葉林道 0.6										
林道 木浦林道 0.8 松尾林道 0.5 松尾林道 4 椎葉林道 0.6			林業専用道		不土野林道			\circ		
林道 木浦林道 3 松尾林道 0.5 松尾林道 4 椎葉林道 0.6										
			林道		木浦林道 			\circ		
						0.5				
					松尾林道 			\circ		
					椎葉林道	0.6				
					松之坂支線	3		\circ		

単位 延長:km 面積:ha

開設/ 拡張	種類	区 分	位 置 (市町村)	路線名	延長及び 個 所 数	利用区域面積	うち前半 5 年 分	図面 番号	備考
拡張	舗装	林業専用道	椎葉村	狼谷 104 林道	0.8		0		
	改良			*************************************	3				
				椎葉白岩林道	0.6		\circ		
				(コヤンバ側)	4				
			小	計	8.7				
			11,	百丨	36				
		林道	諸塚村	七ツ山林道	0. 1				
		小坦	祖缘们	し / 四 作 旭	1		O		
			小	計	0. 1				
			11,	日	1				
		拡 引	· 計		13. 1				
		7)厶 分	₹ fT		58				

- 5 保安林の整備及び治山事業に関する計画
- (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等
 - ① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積:ha

保安林の種類	面	積	備考
保安林の種類		うち前半5年分	1/用 石
総数(実面積)	10, 569	10, 568	
水源涵養のための保安林	10, 448	10, 448	
災害防備のための保安林	105	104	
保健、風致の保存等のための保安林	859	858	

注 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源滋養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積:ha

指定		森林の	の所在	面積	指定又は解除を	
/ 解除	種 類	市町村	区域(林班)	うち前半5年分	必要とする理由	備考
指定	該当なし					
解除	該当なし					

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積:ha

		指定施業	要件の	整備区分	
種類	伐採方法の	皆伐面積の	択伐率の	間伐率の	植栽の
	変更面積	変更面積	変更面積	変更面積	変更面積
該当なし					

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

森林	の所在	Ī	面積	指定を必要とする理由	備考
市町村	区域(林班)		うち前半5カ年分	相比を必要とりる連曲 	加石
該当なし					

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森杉	ドの所在	治山事業	 	ナカエ籍	洪
市町村	区域(林班)		うち前半5年分	主な工種	備考
日 向 市	1, 2, 63~77, 79, 80	19	16	渓間工、山腹工 護岸工、除伐、 本数調整伐、保育	
美 郷 町	60 ~ 62 、 254 ~ 266、270	18	18	渓間工、山腹工 本数調整伐、除伐	
椎葉村	101~113、116~ 120、123~126、 129、131~162、 164~188、190~ 216、218~221、 224~226、236~ 241、251~253	123	105	溪間工、山腹工 本数調整伐	
諸塚村	248~250、2084	4	4	渓間工、山腹工 本数調整伐	
総	数	164	143		

第6 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

TT: VT	;	森林の所在	++	施業方法	/+++ -
種類	市町村	区域(林班)	面積	伐採方法 その他	備考
水源かん養保安林		総数	11, 484. 31	別記1参照	
	日向市	2, 63~77, 80	1, 467. 41		
	美郷町	$60 \sim 62$ 、 78 、 $254 \sim$	1, 064. 08		
		264、266			
	諸塚村	248~250、2084	347. 99		
	椎葉村	$101 \sim 245$, $251 \sim 253$, 261 , 265	8, 604. 83		
土砂流出防備保安林		総数	0. 76		
	日向市	79	0. 76		
魚つき保安林		総数	16. 14		
	門川町	1123	16. 14		
保健保安林		総数	846. 18		
	日向市	79	19. 30		
	諸塚村	2084	29. 29		
	椎葉村	113、117~120、127~	797. 59		
		130、132、133、135~			
		$142, 176 \sim 179, 182,$			
		183、188、189、193~			
		$196, 221, 228 \sim 231,$			
		238~240			
潮害防備保安林		総数	16. 14		
	日向市	79	83. 92		

		森林の所在			貝 . IIa
種類	市町村	区域 (林班)	面積	伐採方法 その他	備考
国 定 公 園 特 別 保 護 区		総 数	219. 23	別紙2参照	
	椎葉村	113、140~142、188、 189、193~196、238~ 240	219. 23		
国 定 公 園 第1種特別地域		総数	578. 36		
	椎葉村	$117 \sim 120, 127 \sim 130,$ $132, 133, 135 \sim 139,$ $176 \sim 179, 182, 183,$ $221, 228 \sim 231$	578. 36		
国 定 公 園 第2種特別地域		総 数	212. 98		
	日向市	79	62. 19		
	門川町	1123	16. 27		
	椎葉村	142, 143, 159, 160, 169, 170, 173~175, 184, 185, 187, 188, 206, 208~210, 217, 218, 232~234, 236, 237	134. 52		
国 定 公 園 第3種特別地域		総数	3, 982. 17		
	椎葉村	$102\sim105$, $113\sim121$, $126\sim147$, $157\sim160$, $163\sim177$, $179\sim198$, $227\sim245$	3, 982. 17		
宮崎県自然環境 保全地域特別地区		総数	119. 67		
	美郷町	61, 62	119. 67		
鳥 獣 保 護 区特別保護地区		総数	565. 31		
	美郷町	61、62	119. 87		
	椎葉村	135~142、176~179、 182、183	445. 44		

単位 面積:ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
性 類	市町村	区域(林班)	山 惧	伐採方法	その他	佣石
都市計画法による風致地区		総数	3. 66	別記2	参照	
	日向市	79	3. 66			

2 その他必要な事項 該当なし

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法

1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積:ha

	区	分		森林の区域(林班)	面積	施業方法
	総	数			11, 995. 54	
市町	日	向	市	1~4、63~77、79、80	1, 962. 06	伐期の延長、複層林 施業(択伐以外)、複
町村別内訳	門	JII	町	1123	16. 27	層林施業(択伐)のい
訳	美	郷	町	60~62、78、254~264、266	1, 064. 10	ずれかにより、水源の 滋養機能の維持増進を
	諸	塚	村	248~250、2084	348. 19	図る。
	椎	葉	村	101~245、251~253、261、265	8, 604. 92	

- 2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
 - ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

	区	分		森林の区域(林班)	面積	施業方法
	総	数			4, 976. 09	
市	日	向	市	1, 2, 63~73, 75~77, 79, 80	662.80	長伐期施業、複層林 施業(択伐以外)、複
时村	門	Щ	町	1123	16. 27	層林施業(択伐)のい
別内	美	郷	町	60~62、78、255、256、263、264、266	484. 01	ずれかにより、森林の 有する土地に関する災
訳	諸	塚	村	2084	29. 49	害の防止機能、土壌の
	椎	葉	村	101~110, 113~145, 147~155, 157~	3, 783. 52	保全機能の維持増進を 図る。
				164、166、167、169~190、192~223、 225~234、236~245、251、252		

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積:ha

区	分	森林の区域(林班)	面積	施業方法
総	数		22. 09	
市町村別内訳	日向市	79	22. 09	複層林施業 (択伐)、により、快適な環境の形成の機能の維持増進を図る。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

	区	分		森林の区域(林班)	面積	施業方法
	総	数			2, 250. 55	
市町	日	向	市	79	62.84	複層林施業 (択伐)、により、保健文
村	門	Щ	町	1123	16. 27	化機能の維持増進を図
別内	美	郷	町	60~62	188. 10	る。
訳	諸	塚	村	2084	29. 49	
	椎	葉	村	103、105、113~121、126~133、 135~143、159、160、169、170、 173~179、182~185、187~189、 193~196、206、208~210、217、 218、221、227~234、236~240	1, 953. 85	

別表 2 鳥獣害防止森林区域

単位 面積:ha

	区	分		対象鳥獣の種類	森林の区域 (林班)	面積
	総	数				9, 391. 02
市	日	向	市	ニホンジカ	2, 63~77, 79, 80	1, 699. 78
町村	美	郷	町	ニホンジカ	60~62、254~264、266	1, 053. 61
別内	諸	塚	村	ニホンジカ	248~250、2084	348. 19
訳	椎	葉	村	ニホンジカ	$101 \sim 119$, 123 , 124 , 142 , 143 , $149 \sim 226$, 238 , $251 \sim 253$, 261 , 265	6, 289. 44

注 () 書は、公有林野等官行造林地のである。

別記1 保安林の森林施業

	区分	森 林 施 業	備考
伐採の方法	主伐に係るもの	 水源かん養、防風、干害防備保安林は、原則として伐採種を定めない。伐期は、標準伐期齢以上とする。 土砂流出防備、土砂崩壊防備、飛砂防備、水害防備、潮害防備、魚つき、航行目標、保健、風致保安林は、原則として択伐とする。伐期は、標準伐期齢以上とする。 落石防止保安林は、原則として禁伐とする。 	細については箇所別
	間伐に係るもの	1 主伐ができる森林で、伐採ができる箇所は、樹冠疎密度が 10分の8以上の箇所とする。 2 禁伐である森林は、原則として伐採を禁止する。	の指定施業要
伐採の限度	主伐に係るもの	1 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は 強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐 による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度を 定める。 2 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の 材積は、農林水産省令で定める択伐率による材積を超えない ものとする。ただし、その択伐率は、植栽に係る事項が定め られた森林で保安林指定後最初に行う箇所は10分の4以下、 それ以外の箇所は10分の3以下とする。	

間伐に係るもの	伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積率は、10	
	分の3.5以下とする。	
植 栽	植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる箇所を定	
	める。	
方法に係るもの	おおむね、1 ha 当たり農林水産省令で定める本数以上の割合	
	で均等に植栽する。	
期間に係るもの	(係るもの) 伐採年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽する。	
樹種に係るもの	指定施業要件で定める樹種を植栽する。	

別記2

)),] BC 7				
	区分	施業方法の基準		
自特別保護地区		禁伐		
然公		その他の植物採取も行わないこと。		
	第 1 種	・原則禁伐		
	特別地域	・風致維持に支障のない場合単木択伐		
		・択伐率は現在蓄積の 10%以内		
		・伐期齢は、標準伐期齢に10年を加えたもの以上とする。		
	第 2 種	・原則択伐		
	特別地域	・伐期齢は、標準伐期齢以上とする。		
		・風致の維持に支障のない場合皆伐		
		一伐区面積は2ha 以内。一定の要件を満たせば伐区面積を増大する		
		ことができる。		
		伐区は努めて分散し、更新後5年を経過しなければ連続して設定で		
		きない。		
		・車道、歩道等の周辺は、単木択伐		
		・択伐率 用材林 現在蓄積の 30%以内		
		薪炭林 現在蓄積の 60%以内		
	第 3 種	風致の維持を考慮し、特に制限を受けない。		
	特別地域			
砂	防 指 定 地	宮崎県砂防指定地管理規則による。		
宮崎	奇県自然環境	宮崎県条例による。		
保全地域特別地区				
鳥獣保護区		鳥獣の生息、繁殖等に支障があるものは択伐とし、その程度の著しい		
特別	別保護地区	ものは禁伐。その他の森林は伐採種を定めない。		
都市	市計画区域	宮崎県条例による。		
風	致 地 区			

_	43	_
	4.)	